

諮問日：平成29年4月12日（平成29年度（最情）諮問第5号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第14号）

件名：J・NETポータル「国会からの資料依頼」に掲載されている記事の一覧の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「J・NETポータルの『司法研修所第一部教官室』、『民事事件鑑定等事例集』、『行政局総合情報データベース』、『国会連絡事項』、『国会質疑要旨』及び『国会からの資料依頼』に掲載されている記事の一覧が分かる文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載5の文書（以下「本件対象文書」という。）のうち不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、公務員の職務遂行の内容に係るものと思われる点で行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しないと思われるし、本当に法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分には、資料依頼を行った依頼者等の氏名等に関する情報が記

載されている。

- 2 依頼者等の中には、公務員ではない政党職員等が含まれており、そのような依頼者等の氏名等に関する情報は、それぞれ一体として法5条1号前段本文に定める個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに相当し、同号イからハまでに相当する事情は認められない。

また、これらの情報は、個人識別部分であって、部分開示の余地はない。

- 3 資料依頼は、国会審議の準備のために行われるところ、依頼者等に関する情報が開示されれば、その依頼者の未確定の問題意識が公にされることとなり、国会審議における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。また、未確定の問題意識が公になることを懸念して、依頼者が依頼を自粛する等の萎縮効果が生じることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれもある。

したがって、資料依頼を行った依頼者等に関する情報は、法5条5号に定める不開示情報に相当する情報である。

- 4 本件対象文書には、公にすると依頼者等との信頼関係を損なうこととなり、最高裁判所の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるものが含まれ、これは法5条6号に定める不開示情報に相当する情報である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月30日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 (1) 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は国会審議の準備のために行われた資料依頼に係る記事の一覧であり、本件不開示部分には資料

依頼を行った依頼者等に関する情報が記載されていて、依頼者等の中には公務員ではない政党職員等も含まれていることが認められる。

(2) そこで本件不開示部分について検討すると、本件不開示部分のうち公務員ではない政党職員等の氏名等に関する情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、これらの情報について同号イからハまでに相当する事情は認められない。また、これらの情報は、いずれも個人識別部分と認められるから、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

(3) また、本件対象文書の記載内容からすれば、依頼者等に関する情報が開示されれば、その依頼者の未確定の問題意識が公にされることとなり、国会審議における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとともに、未確定の問題意識が公になることを懸念して、依頼者が依頼を自粛する等の萎縮効果が生じることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれもあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分について、法5条5号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

(4) さらに、本件対象文書の記載内容からすれば、本件不開示部分には、公にされると依頼者等との信頼関係が損なわれて、最高裁判所の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるものが含まれるから、これらの情報は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 「司法研修所第一部教官室」データベース中の各ページ（①「司法研修所第一部教官室」トップページ，②裁判官研修のお知らせ，③研究・研さん資料，④研修計画27年度，⑤研修計画28年度，⑥研修計画29年度，⑦派遣型研修27年度，⑧派遣型研修28年度，⑨派遣型研修29年度，⑩研修参加の皆さんへ，⑪DVD教材，⑫司法研究，⑬各種資料）
- 2 「行政局総合情報データベース（現行：行政・労働情報検索システム（G Y O P P Y））」に関する以下の各文書
 - (1) 主要行政事件裁判例概観1（公務員）
 - (2) 主要行政事件裁判例概観2（租税）
 - (3) 主要行政事件裁判例概観3 第3版（地方自治）
 - (4) 主要行政事件裁判例概観4（公物・営造物・公企業）
 - (5) 主要行政事件裁判例概観5（警察・公用負担・農地）
 - (6) 主要行政事件裁判例概観6（選挙，その他）
 - (7) 主要行政事件裁判例概観7（手続法Ⅰ）
 - (8) 主要行政事件裁判例概観8（手続法Ⅱ）
 - (9) 主要行政事件裁判例概観9（手続法Ⅲ）
 - (10) 主要行政事件裁判例概観10（実体法）
 - (11) 主要行政事件裁判例概観11（情報公開・個人情報保護編）
 - (12) 労働関係民事裁判例概観（改訂版）1
 - (13) 労働関係民事裁判例概観（改訂版）2
 - (14) 労働関係民事裁判例概観（改訂版）3
 - (15) 労働関係民事裁判例概観 上巻
 - (16) 労働関係民事裁判例概観 下巻
- 3 国会連絡事項
- 4 国会質疑要旨

5 国会からの資料依頼